

個人番号(マイナンバー)について

指定難病に係る医療給付を申請される際には、

“個人番号(マイナンバー)”の記載に加え“本人確認(番号確認+身元確認)書類”の提示又は提出が必要となります。

■ 提出書類

「指定難病の医療給付に係る支給認定申請書」(様式第1号)、臨床調査個人票(診断書)その他の添付書類とともに、以下の①及び②の書類を併せて管轄の保健所に提示又は提出してください。

① 個人番号記載票(様式第1号別紙)

対象者の個人番号や基本4情報(氏名、住所、生年月日、性別)等を記入するための用紙です。なお、個人番号記載票には、以下の対象者の個人番号等を記入してください(記入欄が足りない場合は複数枚使用)。

< 個人番号記載票に記入が必要な方 >

- “患者”
- “保護者”(患者が18歳未満であって保護者が申請する場合は、保護者欄に記入)
- “支給認定基準世帯員等”(患者が加入する健康保険等によって異なります。)

患者が加入する健康保険	上記のほか記入が必要な方
国民健康保険(市町村) 後期高齢者医療広域連合 国民健康保険組合(土建国保や建設国保など)	患者と <u>同じ健康保険に加入している方全員</u>
被用者保険(全国健康保険協会や企業の健康保険など)	<u>被保険者の方</u>

※ 患者と同じ健康保険に加入している方で、他に指定難病又は小児慢性特定疾病の患者がいる場合は、その方の個人番号等も記入してください。

② 本人確認(番号確認+身元確認)書類

他人によるなりすまし等を防止するため、個人番号を提供する際には、必ず“申請者(患者又は保護者)の方の本人確認(番号確認+身元確認)書類を併せて提示又は提出してください(別紙「本人確認(番号確認+身元確認)書類・チェックリスト」も参照してください。)

< 本人確認(番号確認+身元確認)書類の例示 >

◆ 個人番号カード(マイナンバーカード)…表面・裏面を確認することにより、一枚で本人確認が可能です。

又は

◆ 次の“番号確認書類”及び“身元確認書類”

番号確認書類
<ul style="list-style-type: none"> ● 通知カード <p>※令和2年5月25日以降は、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続きがとられている場合に限り、利用可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 住民票の写し等(個人番号が記載されたものに限り。)



身元確認書類
<p>(以下をいずれか <u>1点</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 運転免許証 ● パスポート ● 障害者手帳 ● 在留カード ● 写真付き学生証/身分証明書/社員証など <p>(上記が困難な場合、以下をいずれか <u>2点</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 健康保険の資格確認書 ● 住民票の写し等 ● 国民年金手帳 ● (特別)児童扶養手当証書 ● 写真なし学生証/身分証明書/社員証など



本人確認(番号確認+身元確認)書類は、窓口にお越しいただく場合は原本を提示、郵送による場合はその写しを提出してください。なお、申請者の方以外の個人番号等は、申請者の方が適切に本人確認を行った上、個人番号記載票に誤りのないよう記入してください。

■ 利用目的

御提供いただいた個人番号(マイナンバー)は、適切な安全管理のもと、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)及び健康保険法に限定的に定められた範囲内でのみ利用します。また、番号法の規定に基づき、関係機関との間で専用のネットワークシステムを用いて、情報のやり取り(情報連携)を行います。

[利用範囲] ※ 法令改正により変更することがあります。

➤ 特定医療費の支給に関する事務/申請・変更の届出の受理、その事実についての審査又は応答に関する事務/医療受給者証に関する事務/支給認定の変更に関する事務/支給認定の取消しに関する事務/資料の提供等の求めに関する事務/保険者の認定に関する事務(保険者から個人番号の提供を求められた場合に限る)

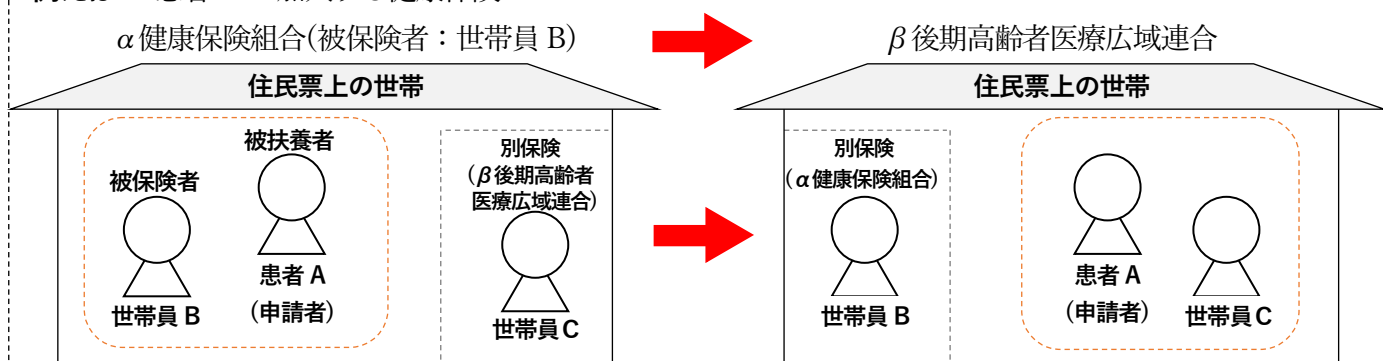
■ 支給認定後のお手続に係る注意事項

支給認定後、加入する健康保険が変更になった場合などは、「支給認定の申請に係る事項の変更届出書」(様式第7号)を使用して、速やかにその旨を届け出てください。

その際、支給認定基準世帯員等に個人番号を提供したことがない方がいる場合は、その方の個人番号等を個人番号記載票に記入し、その他の必要書類とともに提出してください。

また、個人番号が変更となった場合も、速やかにその旨を届け出てください。

例えば…“患者A”の加入する健康保険：



⇒ 患者Aと世帯員Bの個人番号を個人番号記載票に記載し、本人確認(番号確認+身元確認)書類とともに提出

⇒ 新たに世帯員Cの個人番号を個人番号記載票に記載し、提出(患者Aは提供済)

(注) 個人番号記載票等のほかにも、変更の内容に応じて必要な書類がございます。

※ 代理の方が申請する場合は、代理の方の代理権の確認及び身元確認書類並びに御本人の番号確認書類が必要になります(別紙「本人確認(番号確認+身元確認)書類・チェックリスト」の「● 代理の方がお手続される場合」を参照してください。)

※ 情報連携に関する記録は、これに関わる各主体により記録・保存されます。また、DV・虐待等の被害を受けて避難されている方については、その所在地につながる情報(所在の都道府県名又は市町村名)を秘匿することが可能ですので、希望される方は、申請・届出に際してその旨を窓口にお申出ください。なお、お申出いただいた情報は、マイナンバー制度において上記情報を秘匿する措置をとるためにのみ使用します。



申請手続には、ほかにも必要な書類がございます。医療給付制度の内容を含め、詳しくは「指定難病の医療給付に係る支給認定(新規)申請の手引」を参照してください。

御不明な点等がございましたら、管轄の保健所又は県疾病対策課までお問合せください